

鴨川市職員の給与等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第27号

鴨川市職員の給与等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鴨川市職員の給与等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 鴨川市職員の給与等の支給に関する規則(平成17年鴨川市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「 」を削る。

(鴨川市職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 鴨川市職員の住居手当の支給に関する規則(平成17年鴨川市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鴨川市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 鴨川市職員の通勤手当の支給に関する規則(平成17年鴨川市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。